ヘ　バイ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ
⑴　選択した数字が６又は８の場合　６対５
⑵　選択した数字が５又は９の場合　３対２
⑶　選択した数字が４又は10の場合　２対１
ト　レイ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ
⑴　選択した数字が６又は８の場合　５対６
⑵　選択した数字が５又は９の場合　２対３
⑶　選択した数字が４又は10の場合　１対２
チ　ハードウェイ　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるオッズ
⑴　選択した数字が６又は８の場合　９対１
⑵　選択した数字が４又は10の場合　７対１
リ　フィールド　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるオッズ
⑴　出目の合計が３、４、９、10又は11の場合　１対１
⑵　出目の合計が２又は12の場合　２対１
ヌ　イレブン　15対１
ル　ツークラップス　30対１
ヲ　スリークラップス　15対１
ワ　トゥエルブクラップス　30対１
カ　エニークラップス　７対１
ヨ　エニーセブン　４対１
タ　クラップスアンドイレブン　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるオッズ
⑴　出目の合計が11の場合　７対１
⑵　出目の合計が２、３又は12の場合　３対１

８　賭けの区画の追加
一　カジノ事業者は、レイアウト上の区画について、３の三に掲げる賭けに対応するものに加え、イに掲げる賭けに対応するもの又はロに掲げる賭けに係る２、３、11若しくは12の各数字に対応するものとすることができる。この場合におけるクラップスの方法は、１から７までの規定によるほか、二及び三の規定によるものとする。
イ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12であることに対する賭け（置かれた賭金が二に定めるところにより取り扱われるものに限る。）
ロ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12であることに対する賭け（置かれた賭金が三に定めるところにより取り扱われるものに限る。）
二　一のイに掲げる賭けに対応する区画に置かれた賭金は、当該賭金の４分の１に相当する額の賭金がイレブン、ツークラップス、スリークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ置かれたものとみなして第五の６及び７の規定を適用する。
三　一のロに掲げる賭けに係る２、３、11又は12の各数字に対応する区画に置かれた賭金は、次のイからニまでに掲げる賭金が置かれた数字に対応する区画の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるものとみなして第五の６及び７の規定を適用する。
イ　２の数字に対応する区画　ツークラップスに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、イレブン、スリークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの
ロ　３の数字に対応する区画　スリークラップスに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、イレブン、ツークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの
ハ　11の数字に対応する区画　イレブンに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、ツークラップス、スリークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの
ニ　12の数字に対応する区画　トゥエルブクラップスに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、イレブン、ツークラップス及びスリークラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの

９　不適切な事象に対する措置
一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからホまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからホまでに定める措置をとらなければならない。
イ　次の⑴から⑼までに掲げる事実が発生したこと。　さいころが有効に転がらなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。
⑴　カムアウトロールを行った顧客がパスライン又はドントパスに参加していなかったこと。
⑵　４の一又は５の一の規定によりディーラーがさいころを渡した顧客以外の顧客がロールを行ったこと。
⑶　２個のさいころが別々にロールされたこと。
⑷　１個以上のさいころが当該さいころをロールした顧客の真向かい又はその付近のテーブルの縁に当たらずに静止したこと。
⑸　１個以上のさいころの動きが妨害されたこと。
⑹　さいころが静止した後において１個以上のさいころの上面がテーブルの上面と平行とならなかったこと。
⑺　１個以上のさいころがテーブルの上面と接しないで止まったこと。
⑻　１個以上のさいころが破損したこと。
⑼　⑴から⑻までに掲げる事実のほか、１個以上のさいころについて、ディーラーが適正でないと判断するロールが行われたこと。
ロ　ポイントが決定されている間に顧客がパスラインに係る賭金を減少させたこと又はカムポイントが決定されている間に顧客が当該カムポイントに係るカムに係る賭金を減少させたこと。　当該顧客に対し、減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた位置に置き直させること。
ハ　ポイントが決定されている間にドントパスに係る賭金を減少させた顧客がその間に当該賭金を増加させたこと又はカムポイントが決定されている間に当該カムポイントに係るドントカムに係る賭金を減少させた顧客がその間に当該賭金を増加させたこと。　当該顧客に対し、増加させた賭金を返還すること。
ニ　ロ又はハに掲げる事実のほか、さいころがロールされてから顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた位置に置き直させること。
ホ　イからニまでに掲げる事実のほか、第五に定める方法によりクラップスを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。